別表第三（第八十二条第二項第四号関係）

検査項目	保安検査の方法
1　製造設備が定置式製造設備（コールド・エバポレータ、圧縮天然ガススタンド、液化天然ガススタンド及び圧縮水素スタンドを除く。）である製造施設の場合	
一～四　［略］	一～四　［略］
［削る］	［削る］
五～九　［略］	五～九　［略］
2～5　［略］	

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（コンビナート等保安規則の一部改正）

第五条　コンビナート等保安規則（昭和六十一年通商産業省令第八十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
（用語の定義）	（用語の定義）
第二条　この規則において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。	**第二条**　この規則において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
一～四　［略］	一～四　［略］
五　第一種保安物件　次のイからチまでに掲げるもの（事業所の存する敷地と同一敷地内にあるものを除く。）	五　第一種保安物件　次のイからチまでに掲げるもの（事業所の存する敷地と同一敷地内にあるものを除く。）
イ～ハ　［略］	イ～ハ　［略］
ニ　児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第七条の児童福祉施設、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第五条第一項の身体障害者社会参加支援施設、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第三十八条第一項の保護施設（授産施設及び宿所提供施設を除く。）、老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第五条の三の老人福祉施設若しくは同法第二十九条第一項の有料老人ホーム、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）第三十九条第一項の母子・父子福祉施設、職業能力	ニ　児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第七条の児童福祉施設、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第五条第一項の身体障害者社会参加支援施設、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第三十八条第一項の保護施設（授産施設及び宿所提供施設を除く。）、老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第五条の三の老人福祉施設若しくは同法第二十九条第一項の有料老人ホーム、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）第三十九条第一項の母子・父子福祉施設、職業能力

別表第三（第八十二条第二項第三号関係）

検査項目	保安検査の方法
1　製造設備が定置式製造設備（コールド・エバポレータ、圧縮天然ガススタンド、液化天然ガススタンド及び圧縮水素スタンドを除く。）である製造施設の場合	
一～四　［略］	一～四　［略］
五　第六条第一項第二十八号の二の三フッ化窒素を車両に固定した容器等に充塡する場所等に講じた容器の破裂防止のための措置	五　三フッ化窒素を車両に固定した容器等に充塡する場所及び当該ガスの充塡容器の容器置場（車両に固定した容器等に係る容器置場に限る。）に講じた容器が破裂することを防止するための措置の状況を目視及び図面により検査する。
六～十　［略］	六～十　［略］
2～5　［略］	